

令和8年度 千葉県スクールカウンセラー候補者選考 実施要項

千葉県教育委員会

令和7年10月

千葉県教育委員会では、不登校やいじめ、暴力行為などの課題解決を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの採用候補者を次のとおり募集します。

1 志願要件

次の（１）～（７）の要件のいずれかを満たし、（８）の要件を満たす者が志願できます。

- （１）公認心理師の資格を有する者（令和7年度末までに資格取得見込みの者を含む）
- （２）公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者（令和7年度末までに資格取得見込みの者を含む）
- （３）精神科医
- （４）児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- （５）大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- （６）大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- （７）医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

※（５）～（７）の経験年数については、千葉県スクールカウンセラーとしての経験年数を含めることができます。

- （８）次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- | | |
|---|---|
| ア | 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| イ | 千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 |
| ウ | 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 |
| エ | 日本国憲法施行の日〔昭和二十二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| オ | 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心身耗弱を原因とするもの以外） |

2 採用予定者数

令和8年度予算編成により決定（令和7年度採用実績 444名）

3 選考について

（1）日時及び会場

選考日	令和7年12月6日（土）
時 間	8：00から16：45 の間で指定（午前・午後を指定）
会 場	千葉県総合教育センター
住 所	千葉市美浜区若葉2－13

（2）選考方法

志願者の中から、**書類審査、論文試験及び個別面接**によって、採用候補者名簿への登載者（以下名簿登載者）を決定し、その中から採用者を決定します。

※令和7年度に千葉県スクールカウンセラーとして採用され、次年度も任用希望の者のうち、継続して5年の勤務を超えない者は、令和7年度の勤務成績を審査して、適当と認められる場合には、**論文試験及び個別面接**を受けずに名簿登載者とする場合があります。

（3）受験票及び日程連絡

志願者には、11月中旬頃、受験票のダウンロード開始日及び選考日程（論文試験及び個別面接）を電子メールによりお知らせします。

4 結果通知

（1）採用候補者名簿への登載（合否結果）については、12月末日までに電子メールにより受験者全員にお知らせします。

※令和8年1月6日（火）までにメールが届かない場合は、「11 書類の提出先及び問い合わせ先」のスクールカウンセラー担当までお問い合わせください。

（2）名簿登載者とならなかった方（不合格者）には、12月末日までに郵送でもお知らせします。

（3）名簿登載者（合格者）のうち、採用が内定した方については、令和8年3月下旬頃までに、郵送により、配置校等の勤務先や年間勤務時間数、報酬等についてお知らせします。

（4）令和8年4月以降、引き続き名簿登載者となる方には、令和8年3月下旬頃までに、郵送によりお知らせします。この場合、年度途中の欠員状況等により、名簿に登載されていても、採用されない場合があります。

5 選考基準

書類審査、論文試験及び個別面接について以下の観点による評価を行い、その結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定します。

- ・スクールカウンセラーとしての資質・適性
- ・スクールカウンセラーとしての専門性
- ・学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- ・スクールカウンセラーとしての態度、意欲、情熱

6 志願方法

(1) 受付期間（「ちば電子申請サービスで入力」及び「証明書類を電子メールで送付」）

令和7年10月21日（火）8:00～11月6日（木）17:00 まで

(2) 提出書類

次の書類のうち志願要件により該当するものを提出してください。

◎：新規・継続志願者共通 ○：新規志願者

※令和7年度に県で勤務している方は継続志願者、その他の方は新規志願者となります。

必要書類	志願要件		【1 志願要件参照】				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
① 「千葉県スクールカウンセラー志願書」 ※ 「ちば電子申請サービス」により提出（郵送不要）	◎						
② 「公認心理師登録証」の写し ※ 本年度受験の者で登録証がない者は受験票の写し ※ メールに添付して提出	◎						
③ 「臨床心理士資格登録証明書」の写し ※ 本年度受験の者で証明書のない者は受験票の写し ※ メールに添付して提出		◎					
④ 「医師免許状」の写し ※ メールに添付して提出			◎				◎
⑤ 在職証明書（様式は任意）の写し ※ 過去に勤務していた者は職歴証明書（様式は任意） ※ メールに添付して提出				○			
⑥ 大学院修了証明書の写し ※ メールに添付して提出					○		
⑦ 大学又は短期大学卒業証明書の写し ※ メールに添付して提出						○	
⑧ 心理臨床業務又は児童生徒を対象として相談業務に従事した期間及び内容等の証明書の写し ※ 勤務先から「在職証明書」等（様式は任意）の発行を受ける。なお、必要な証明は志願要件を満たす年数分で良い。 ※ 千葉県スクールカウンセラーとしての勤務経験については、証明書は不要。 ※ メールに添付して提出					○	○	○
⑨ 返信用封筒 ※ 110円切手を貼った定形（長形3号糊付き）の封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名（様まで）を表記する。 ※ 3月下旬までに転居等により住所が変更となった場合は、再度返信用封筒を郵送すること。 ※ 候補者選考日の当日に持参 ◎	◎						

ア ①「千葉県スクールカウンセラー志願書」

「ちば電子申請サービス」により入力し、提出してください。

※詳細については、千葉県スクールカウンセラー志願書（記入例）を参照してください。

イ ②～⑧までの証明書類の写しをメールに添付し提出してください。

提出先アドレスは、futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp

メールの件名は、「SC選考提出書類（○○○○○）」としてください。

※○○○○○には、ちば電子申請の整理番号を記入

ウ 「公認心理師」「臨床心理士」以外に、心理臨床に係る資格等がある場合は、それを証明する書類等の写しも併せてメールに添付して提出してください。

エ 今年度「公認心理師」または「臨床心理士」試験を受験し合格した方は、合格

通知が届き次第、速やかにその写しをメールに添付し提出してください。また、資格を証明する書類についても、速やかにその写しをメールに添付し提出してください。

オ ⑨「返信用封筒」

採用選考当日に持参し、提出してください。

※なお当日、返信用封筒を提出できなかった場合は、1週間以内に「11 書類の提出先及び問い合わせ先」へ郵送等にて必ず提出してください。

(3) ちば電子申請サービスについて

ア ちば電子申請サービスで登録するメールアドレスについては、パソコンで受信可能なものを使用してください。

イ 申請の際には、証明写真用のデータが必要となりますので、事前に御準備ください。なお、写真は、上半身、正面、脱帽、撮影後3か月以内のものとし、タテ・ヨコ比は4：3（600×450ピクセル程度）、データの拡張子は、png、gif、jpg、jpegのいずれかとしてください。

※写真データのサイズは、5MBを超えないようにお願いします。

(4) 留意事項

ア 一度受理した提出書類は返却しません。

イ 提出物の受付の確認には応じません。なお、不足等があれば、こちらから御連絡します。

ウ 志願書の記載については、千葉県スクールカウンセラー志願書（記入例）を参照してください。

エ 記載事項に虚偽の申告等があった場合や、応募資格を欠いていることが明らかになった場合、非違行為が発覚した場合は、候補者名簿から削除します。

7 職務内容

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) 学級や学校集団に対する援助及び教職員や組織に対するコンサルテーション
- (5) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
- (6) 教職員等への研修活動
- (7) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加
- (8) 他の学校での緊急事態発生時におけるカウンセリング等への協力
- (9) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる活動

8 勤務条件等

(1) 配置校

県内の公立小中学校（千葉市を除く）、義務教育学校又は県立中学校・高等学校・特別支援学校等に配置します。

なお、配置先が特別支援学校の場合、配置した学校から未配置の特別支援学校に出張し、生徒の支援を行うこともあります。

(2) 勤務時間（令和7年度当初の実績であり、今後変更となる場合があります。）

ア 年間勤務時間等

- ・ 1校当たり、原則として年間210時間（週1回、年35週程度）
ただし、小学校においては年間102時間（隔週1回、年17週程度）
※複数校勤務は可能ですが、希望どおりの配置とならない場合もあります。

イ 1日当たりの勤務時間数

- ・ 6時間

(3) 報酬等（令和7年度実績）

ア 報酬

- ・ 「1 志願要件」の（1）～（4）の者についての1時間当たりの報酬額は、本事業におけるスクールカウンセラーとしての経験年数等により異なります。
経験3年以上の者は、5,400円とする。
経験3年未満の者は、5,000円とする。
※経験年数とは、本事業に係るスクールカウンセラーの経験年数であり、他都道府県や政令指定都市での経験や準ずる者としての経験もこれに含まれます。
- ・ 志願要件（5）～（7）の者は、1時間当たり3,500円となります。

イ 交通費

- ・ 実費相当額を支給

※ただし、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等は支給されません。

(4) 身分

会計年度任用職員

(5) 条件付採用期間

採用後1月間は条件付採用期間となります。なお、期間中の勤務日数に応じて条件付採用期間を延長する場合があります。

(6) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となることがあります。

(7) 任用期間

令和8年4月上旬～令和9年3月下旬頃予定（単年度雇用）

(8) 本募集は、令和8年度の県予算が確定前であるため、勤務条件等は、変更される場合があります。

(9) その他、不明な点については、以下担当まで問い合わせてください。

※ 詳細については、令和7年度スクールカウンセラー等取扱要綱を参照してください。
（令和8年度については、変更となる場合があります。）

9 その他、選考に当たり必要な事項は、千葉県教育委員会が別に定めます。

10 選考結果の情報提供

選考結果については、「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」により、下表のとおり、自己の成績を閲覧することができます。

受験者本人が本人であることを確認できる書類（受験票及び運転免許証等の顔写真付きのもの）を持参し、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課で手続きを行ってください。

なお、電話やメール、郵便等による情報提供には応じません。

請求できる人	開示内容	開示期間及び時間	開示場所
受験者本人	① 志願書類評価 ② 面接評価 ③ 論文評価 ④ 総合評価 ⑤ 不合格者内の ランク（3段階）	選考結果発表日から1か月間 ※土日、祝日、年末年始などの 閉庁日を除く ・午前9時から正午まで ・午後1時から午後5時まで	千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 （千葉県庁中庁舎8階） 千葉市中央区市場町1-1

11 書類の提出先（メール添付にて）及び問い合わせ先

【提出先】

千葉県教育庁 教育振興部 児童生徒安全課 不登校児童生徒支援室
スクールカウンセラー担当

メールアドレス：futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp

（住所：〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1）

【問い合わせ先】

電 話 043-223-4055（平日8時30分から17時15分まで）

※郵送での書類の提出は必要ありません。